

吉川市教育大綱

家族を 郷土を愛し 志を立て 凛として生きてゆく
～子ども 一人一人を大切に 夢を 志に押し上げて 自立と社会参加を目指す～



吉川市の教育 グランドデザイン

志をもって
生きる



授業改善

- 「わかる授業」の実践（課題の明示とまとめの工夫）
- 「主体的・対話的で深い学び」の実践
- 探究型学習の推進
- 言葉と問い合わせ大切にした授業の実践
- 市内次研修の授業研究にICTを活用すると共に指導案等を共有
- 市教研と連携した授業実践と成果の共有

各教科と総合的横断的な学習

体力向上

- 体力向上研究校の委嘱
- 健康教育の充実

安全教育

- 安全・安心な教育活動の推進
- 交通安全教育の充実
- 防災・減災教育の充実

特別支援教育

- 子供たち一人一人を尊重した言葉がけと支援の充実
- 自分・仲間を大切にした人権教育の充実
- 自立を促す学習指導の充実
- 個別のプランでの学習とICTの活用

教育支援センター

- 児童・生徒・保護者との教育相談の充実
- 自己肯定感の高揚（ソーシャルスキルアップ）
- 体験活動の充実（栽培活動等）
- アウトリーチ事業の充実
- ICTを活用した個別最適化学びの充実

いじめ防止対策

- 命と人権を守る教育の充実
- いじめを絶対に許さない気運の醸成
- 小・中いじめ撲滅運動（挨拶運動・いじめ撲滅集会等）
- デジタルシチズンシップ教育の推進
- 人権作文・標語の取り組み
- 「子どもからのSOSを受け取れる研修の実施

不登校対策

- 教育センター「宇宙」との連携
- 教育相談の充実
- 不安解消プログラム「勇者の旅」の実施
- 各校の「あおぞら・さわやか相談室」の充実
- ICT等を活用した学習支援
- 心の健康観察（心音の実施）

NEW

通級指導教室

- 中学校発達情緒通級指導教室の開室
- ⇒小・中連携⇒中一ギャップの解消
- 中学校区での交流の充実（合同運動会・発表会・授業参観等）

すべての子どもたちが 輝くために

小中一貫教育
(中学校区)
全校が研究委嘱校

中高連携

高等学校

中学校

小学校

地域連携

- 学校応援団
- 学校支援ボランティア
- コミュニティスクールの全校実施
- 学校運営協議会との連携

幼稚園
保育園

保・幼・小の
連携

乳幼児

子どもたちに身に付けさせたいか、それは…

学力 体力 非認知能力



教育支援センター「宇宙」 • 教育相談 • 不登校支援 • SSR:スペシャルサポートルームの設置(南中) NEW

特別支援学級 (知的、自閉症・情緒) • 全小中学校に設置 • 特別支援員の配置 (弱視) • 美南小学校

通級指導教室 • 医療的ケア児の支援 (きこえ・ことば・自閉症・情緒) • 中曾根小学校 • 北谷小学校 • 関小学校 • 南中学校

学級経営の充実

- 発達支持的生徒指導の視点に立った学級経営
- 児童生徒一人一人を大切にした学級経営
- 命と人権を守る教育の推進
- 言葉を大切にした指導
- QUTestの活用

ICT教育の推進

- 個別最適化された学びと協働的な学びの実践
- 教職員・児童生徒のデジタルシチズンシップ & PBL 教育の推進
- PBL 児童生徒向け講座

自己肯定感を育む指導

- 豊かな心を育成する体験活動の推進
- 小さな成功体験の積み重ねが感じられる教育活動の推進
- 主体的、対話的で深い学びの実践と自己肯定感、非認知能力を伸ばす教育活動の推進（授業の工夫や言葉かけ等）
- キャリア教育の推進

**指導実践の
共有化**

- 教材等の教育財産のファイリングと共有化
- 短いスパンで繰り返すPDCAサイクルの実践
- 各調査結果の分析と活用
- 県学調等で個々の学力の伸びが大きかった教員の実践内容の共有化
- 県学調の質問紙を活用した非認知能力の数値化の研究
- 学びの成果の可視化と共有

**学びを支える
教職員研修**

- 市内次研修や授業研究の実施による指導力・授業力の向上
- 小中一貫教育の推進
- ICTを活用した探究型学習の研修
- デジタルシチズンシップ&PBL研修と推進
- ミドルリーダー研修による学校参画意識の高揚
- 危機管理研修の充実
- 働き方改革のための、人的、物的支援
- 情報活用能力向上研修
- 学習系、校務系一体型PCの整備

• 食に関する指導

• 食物アレルギー対応

• 地産地消

• 給食メニューコンテスト

• なますの日(7/2)の取り組み

• あつまれ!放課後子どもクラブ

• 調べる学習コンクール

自立への支援

子育て支援

保健・福祉

スポーツ・
健康

大学・
関係機関等

支援の連続

学校給食
センター

文化芸術

市立図書館
おあしす

吉川市教育ビジョン

次代を担う子どもたちのためによりよい教育活動・授業を!
△どんな子どもたちを育てたいのか△ 身に付けさせたい力とそのために必要な教育活動△

自分を大切にし
人を大切にする

自分のため 人のため 誰かのために
役立つ人となることを
希求し続ける

やり抜く心 失敗しても
チャレンジし続ける

自分を 人を大切にし 郡土を慈しみ 自らがなりたい自分になるために 他者と協働し あきらめずに希求し 学び続ける人

主体的・対話的で深い学びの推進

授業改善 教科指導の本質・特性を踏まえた指導力向上

個別最適化された学び

指導の個別化

協働的な学び

学習の個性化

☆子どもたちにどんな力を身に付けさせるのかを明確にした授業実践☆

・各学校の教育目標の見直し・設定と教職員の意識改革

☆子どもたちが何を学ぶのかがわかる授業☆

・基礎的・基本的な知徳体の習得と PBL の推進

☆子どもたちがどのように学ぶのか☆

・発達支持的生徒指導の視点を生かした授業改善の推進

・学級経営を基盤として、児童生徒一人一人に寄り添った授業実践

授業力

×
生徒指導

×
教科横断的

学びを変える・つなぐ・支える

自ら課題解決する学びの推進

カリキュラムマネジメント

デジタルシティスピーチ

PBL学習

☆地域や企業等の連携を踏まえたカリキュラムマネジメントの推進

☆プレゼン力の向上☆

☆志をもって ICT を正しく使うことができる児童の育成と保護者への啓発☆

全職員で創る「魅力ある学校づくり」

誰もが通いたいと思える安心安全な学校づくり

短いスパンで繰り返すPDCAサイクル

エビデンスを生かした不断の見直し

☆自己評価シートを活用し、教職員一人一人が役割期待に応えられる組織づくり☆
☆学級経営☆

・全ての子どもが輝ける心の居場所づくり

・いじめをやめるさない正義が通る学級づくり

☆生徒指導☆

・授業を通じた発達支持的生徒指導の共通理解と実践

・いじめをやめるさない組織体制づくり

・不登校を生まない組織体制づくり

☆学びの成果の可視化と共有☆



9年間の学びの系統性・連続性 × 教育活動すべてをつなげる × 発達支持的生徒指導の視点

小中一貫教育

誰一人取り残さない一人一人のニーズに応じた支援の充実

☆中学校区のゴーループランの不断の見直しと実践☆

☆特別支援教育の充実☆

・巡回支援訪問・通級指導教室・教育相談の充実・カウンセラーの配置

☆心あたたまるはがきコンクールの活用☆

☆不登校を生まない9年間を見通した連携☆

・教育センター（宇宙）の活用・SSR（南中）生徒一人一人に応じた指導

よりよい自分を目指す **自制心**

○命と人権を守る教育の充実

○自己効力感と自己肯定感が感じられる学びの推進

○豊かな心を育成する体験活動の推進

○すべての子どもの学びを支える学習環境づくりと居場所づくり

体力向上

運動の楽しさや喜びを味わわせる授業実践

☆令和5・6年度体力向上委嘱校 中曾根小☆

☆令和6・7年度体力向上委嘱校 吉川小☆

☆健康教育の充実☆

☆「わかる」「できる」「楽しい」体育授業の推進☆



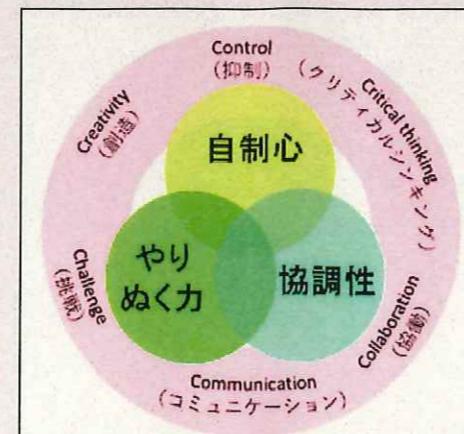
非認知能力の育成

自ら課題を発見しあきらめずに追及する **やり抜く力**

○「知識伝達型」から「自己探究型」の主体的・対話的で、深い学びへの転換

○資質・能力の育成を目指す授業改善

○全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの推進



仲間と協働して 課題を解決する **協調性**

○教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるための学級経営の充実

○9か年の教科・領域横断的な学習を推進する生活科・総合的な学習の時間

○特別な配慮を必要とする児童・生徒への適切な指導と支援

○自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性の涵養

今回の改定で新たに加わった重点ポイント

いじめ

「いじめ防止対策推進法」の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人がいじめの防止のための生徒指導の向上を図る。



提要には「個別の課題に対する生徒指導」として重要な課題が掲載されています。主なものをご紹介します。

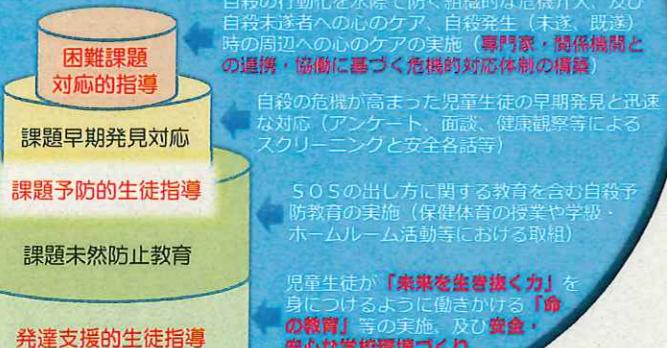
不登校

法律や指針が示すとおり、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的自立を目指す働きかけが必要。教育のみの観点でとらえての対応は限界。



自殺

自殺の危険の高まった児童生徒への個別支援と併せて、生涯にわたる精神保健の観点からすべての児童生徒を対象に「自殺予防教育」に取り組むことが必要。



性暴力

政府による「性犯罪・性暴力対策強化の方針」(令和2年)を踏まえ、児童生徒が生命(いのち)を大切にし、性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、「生命(いのち)の安全教育」を推進する。

LGBT

「性同一障害者の性別の取り扱いに関する法律」(平成15年)が成立。児童生徒が性について正しく理解し、適切に行動をとれることを目的に指導を実施する。

学校における性に関する指導の留意点

- ・発達の段階を踏まえること
- ・学校全体で共通理解を図ること
- ・保護者の理解を得ること
- ・事前に集団で一律に指導する内容と、個々の児童生徒の状況に応じ個別に指導する内容を区別しておくこと

校則の運用・見直し

校則とは「児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律」⇒児童生徒が健全な学校生活を送り、**よりよく成長・発達**していくために設けられたもの

運用について

校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解し、児童生徒が**自分事**としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導することが重要

見直しについて

・学校や地域の状況、社会の変化を踏まえ、教育目標に照らして**絶えず見直しを行うことが求められる**
・教育的意義に照らして不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、どのような配慮が必要か検証・見直しを図ることも重要

これ以外に「暴力行為」「非行」「児童虐待」「ネット問題」「多様な背景を持つ児童生徒」などの課題についての対応策が記載されています。

全文は文部科学省のホームページに掲載されています。是非ご覧ください。



キーワードは「積極的な生徒指導」

「生徒指導提要」が変わりました。

生徒指導提要とは

生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で連携を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書

～改定の背景にあるのは「子供の権利」～

児童の権利に関する条約(1994年4月22日批准)

4つの権利

1. 差別の禁止 児童生徒に対するいかなる差別もしないこと
2. 子どもの最善の利益 児童生徒にとって最も良いことを第一に考えること
3. 生命、生存及び発達に対する権利 児童生徒の命や生存、発達が保障されること
4. 子供の意見の尊重 児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること



子ども基本法の制定(令和4年6月15日成立 令和5年4月1日公布)

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年成立)

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年策定)

支援の目標

将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たすこと。
⇒学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的自立を目指せるように支援を行うこと

「いじめ防止対策推進法」(平成25年成立)

「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年策定 29年改訂)

目的

いじめがいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保証するため(中略)いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること

そもそも生徒指導とは

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。
なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

主体は「学校」ではなく
「児童生徒」!

すべては子供たちの
個性や人格の発達、
成長、伸長のため！

教育課程(学習指導)における生徒指導の働きかけ

教育課程とは

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校的授業計画

学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導の目的を達成し、生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけは欠かせない

学習指導要領《総則》

「子供一人一人の発達をどのように支援するか」

- ①学級・ホームルームの充実
- ②生活指導の充実
- ③キャリア教育の充実
- ④個に応じた指導の充実

生徒指導の目的の達成

」

「個別最適な学び」

「協働的な学び」

「一体的充実
⇒発達支持的生徒指導の考え方を生かす

教科指導と生徒指導の一体化

授業は児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場

教科指導と生徒指導の専門性を合わせ持つという日本型教育の強みを生かした授業づくり

- ①自己存在感の感受を促進する授業づくり
「自分も一人の人間として大切にされている」

- ②共感的な人間関係を育成する授業
「互いに認め合い・励まし合い・
支え合う学習集団」

- ③自己決定の場を提供できる授業づくり
「自ら考え、選択し、決定する力」
「教員はファシリテーター」

- ④安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業
「児童生徒の個性が尊重され、
安全かつ安心して学習できる」

積極的生徒指導とは(生徒指導の構造)

積極的生徒指導

発達支持的生徒指導

全ての児童生徒の発達を支える



課題予防的生徒指導

全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含む

困難課題対応的生徒指導

深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助

課題未然防止教育

日常的な生徒指導を基盤とする
発達支援的生徒指導と組織的・計画的な未然防止教育

常態的・先行的
(プロアクティブ)

即応的・継続的
(リアクティブ)

課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う課題
早期発見対応と、深刻な課題への切れ目がない指導・援助を行なう困難課題対応的生徒指導

生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

「チーム学校」が求められる背景

- ①新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備
- ②児童生徒の抱える複雑化・多様化した問題や課題を解決するための体制整備
- ③子供と向き合う時間の確保等（業務の適正化）のための体制整備

学校関係者に求められる姿勢

- ①一人で抱え込まない
- ②どんなことでも問題を全体に投げかける
- ③管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークを作る
- ④同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする

教育相談の目的

児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけること

生徒指導と教育相談は共通

生徒指導

集団や社会の一員として求められる資質や能力を身につけるよう働きかけるという発想が強い

教育相談

個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い

- ①指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
- ②児童生徒の状況が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。

チーム支援のプロセス

チーム支援の実施

チーム支援計画の作成

